消費者トラブル注意報　2018年(平成30年)8月27日

不審なはがきは連絡せず無視してください！

◎「架空請求はがき」という特殊詐欺の手口のお問い合わせが増えています。

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されましたことをご通知いたします。
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

裁判取り下げ最終期日　平成３０年〇月〇日

法務省管轄支局　　訴訟最優告知通達センター
東京都千代田区〇〇〇〇－〇－〇
取り下げ等のお問合せ窓口
　03－×××－××××

▲送付されているはがきの事例

左のような，身に覚えのないはがき（架空請求はがき）が届いたというお問い合わせが増えています。この架空請求はがきは，５０歳代～７０歳代の女性に多く届いています。

（相談事例）
裁判取り下げ最終期日が迫っているので電話をかけたら，弁護士へ電話するよう電話番号を教えられた。そこに電話すると弁護士と名乗る男からコンビニでプリペイドカードを３０万円分用意しろと言われた。

消費生活相談員からのアドバイス

●**身に覚えのない請求に応じる必要はありません。**
連絡を取らず，無視してください。
（連絡をすると電話番号を知られてしまいます。）

●架空請求はがきは不特定多数の人に送られています。
手口は「不良債権が発生している」 など，もっともらしい法律用語や文句をならべて，不安をあおります。そして，**不安に思って連絡をした人をターゲットに執拗に支払い（金銭）を要求する手口です。**

●最近は，公的機関と勘違いさせるような機関からの架空請求はがきが増えています。**一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難ですので，お金を払う前に消費生活センターなどに相談することが重要です。**

～「おかしいな」「本当かな？」と思ったら,すぐに相談しましょう～

福山市消費生活センター☎（084)928－1188

消費者ホットライン **188** からもつながります。

※イラストは「消費者庁イラスト集」から利用しています。